

## 教科書採択の概要

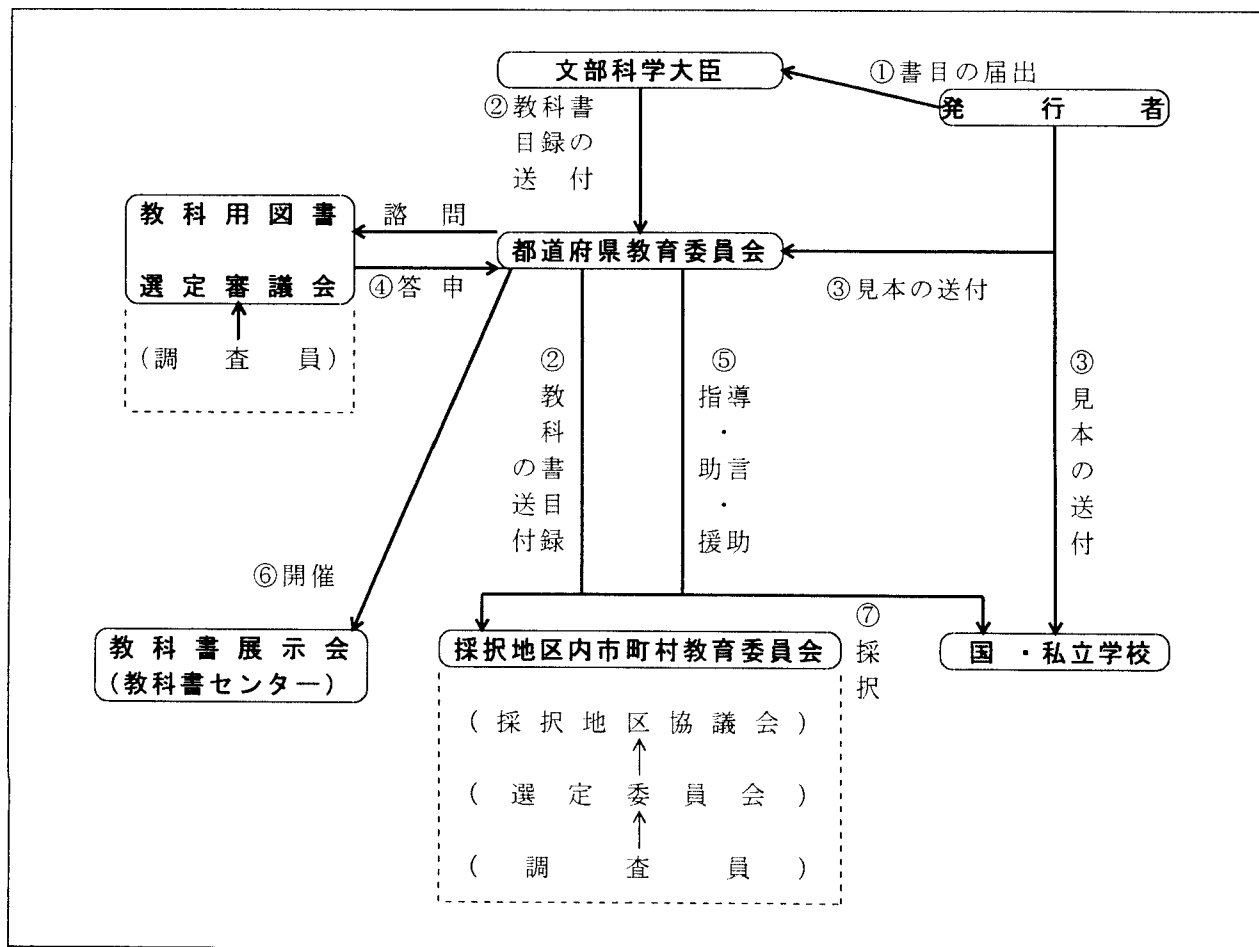
教科書の採択は、公立学校では都道府県・市町村の教育委員会（地教行法第23条第6号）が、国立・私立学校では校長が行う。

小・中学校の教科書については、都道府県教育委員会が市町村教育委員会の意見を聞いて採択地区（市・郡単位）を設定し、採択地区内では同一の教科書を採択する。

都道府県教育委員会は、教科用図書選定審議会の諮問・答申に基づき、市町村教育委員会に対し必要な指導、助言、援助を行う。

（参考）採択地区数 … 544地区  
 県平均採択地区数 … 1.2地区  
 採択地区の平均構成 … 3市郡

### ○教科書採択の仕組み（小・中学校）



## 採択地区の規模の現状と小規模化の進捗状況

### ○ 採択地区の小規模化の進捗状況

年 度	採択地区数	小規模化を実施した都道府県
平成10年度 (H11.3.31現在)	478地区	
平成11年度 (H12.3.31現在)	482地区	○富山県(9地区→10地区)(平成11年4月施行) ○高知県(5地区→8地区)(平成11年4月施行)
平成12年度 (H13.3.15現在)	505地区	○大阪府(25地区→45地区)(平成12年10月施行) ○三重県(9地区→10地区)(平成12年10月施行) ○福島県(9地区→10地区)(平成12年11月施行) ○東京都(53地区→54地区)(平成13年3月施行) ○兵庫県(15地区→16地区)(平成13年3月施行)
平成13年度 (H13.5.1現在)	542地区	○山形県(7地区→9地区)(平成13年4月施行) ○神奈川県(22地区→35地区)(平成13年4月施行) ○山梨県(5地区→6地区)(平成13年4月施行) ○広島県(8地区→30地区)(平成13年4月施行)
平成15年度 (H15.4.4現在)	544地区	○栃木県(8地区→10地区)(平成15年3月施行) ○兵庫県(16地区→18地区)(平成15年3月施行)

注) 市町村合併による採択地区の減を含む。

### ○ 全国の採択地区の規模(政令市を除く) (平成13年度)

区分	1市 郡	2市 郡	3市 郡	4市 郡	5市 郡	6市 郡	7市 郡	8市 郡	9市 郡	10市郡 以上	合計
採択地区数	197	127	59	45	28	16	13	2	5	7	499
割合(%)	39.5	60.5									100%

「規制改革推進3か年計画（再改定）」（抄）

（平成15年3月28日閣議決定）

Ⅳ分野別措置事項

3 教育・研究関係

○教育への外部資源の積極的活用（平成15年度措置）

現行、既に総合的な学習の時間において、学校外の教材や学習環境の積極的活用が図られているところであるが、そうした取り組みを促進するとともに、さらに、例えば外国語やIT教育などの授業において、各学校の判断で外部人材や学外の学習環境の活用が推進されるよう、ガイドラインの策定や体制の整備等を図る。また、PFIによる学校施設運営が可能である範囲について明確化を図る。

○学校における民間参入の推進（平成15年度措置）

b 国公立の小中高大を始めとする学校全般に対する民間参入を促進する観点から、PFI手法、公設民営方式の活用等を推進するとともに、民間委託が可能な範囲の拡大、明確化を図る。

○コミュニティ・スクール導入に向けた制度整備（平成15年中に検討・結論）

新しいタイプの公立学校であるコミュニティ・スクールを導入することの意義は、教職員人事を始めとする運営・管理及び教育の実施等について、学校、保護者、地域の独自性を確保する一方で、地元代表や保護者の代表を含む「地域学校協議会（仮称）」に対しアカウンタビリティを負うことにより、社会や地域住民・需要者のニーズに応じた多様で機動的な学校運営を可能とし、独創性と創造性に富んだ人材の育成に資することにある。これらの点を踏まえ、コミュニティ・スクール導入のための制度整備に関しては、例えばコミュニティ・スクールの設置手続、「地域学校協議会（仮称）」の設置と機能、都道府県教育委員会、市町村教育委員会及び地域学校協議会の教員任免等に係る権限の在り方等の点について、法令上の規定を設けることを検討する。

# 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003（抄）

（「骨太の方針」2003）

（平成 15 年 6 月 27 日閣議決定）

## 第 2 部 構造改革への具体的な取組

### 1. 規制改革・構造改革特区

（1）

#### 5）公立学校の管理・運営の民間委託等

公立学校の民間への包括的な管理・運営委託について、早急に中央教育審議会での検討を開始する。特に高等学校中退者を含めた社会人の再教育、実務・教育連結型人材育成などの特別なニーズに応える等の観点から、通信制、定時制等の高等学校の公設民営方式について平成 15 年度中に結論を得る。（以下略）

## 中央教育審議会諮問文等（抄）

次に掲げる事項について、別紙理由を添えて諮問します。

今後の初等中等教育改革の推進方策について

平成15年5月15日

文部科学大臣 遠山敦子

（2）義務教育など学校教育に係る諸制度の在り方について

### 文部科学大臣諮問理由説明

第三は、学校の管理運営の在り方についてであります。学校の管理運営に関しては、株式会社等による学校設置、公立学校の民間委託、地域が学校運営などに参画するいわゆる「コミュニティ・スクール」の導入など様々な指摘がなされており、こうした指摘も含め、公教育としての学校の教育活動の確実な実施と充実を図る観点から、新しい時代にふさわしい学校の管理運営の在り方について御検討いただきたいと考えております。

# 教育委員会制度について

- 教育委員会は、都道府県及び市町村等に置かれる合議制の執行機関。
- 教育委員会制度の意義

教育においては、その中立性の確保は極めて重要である。このため、教育行政の執行に当たっても、個人的な価値判断や特定の党派的、宗派的影響力から中立性を確保するとともに、安定性、継続性の確保を図るため、自治体の長からは独立した合議制の執行機関が行うことが必要である。

また、地域住民の多様な意向を反映させながら地域に根ざした教育行政を展開していくことが可能な制度である。

